

病気療養中のため特定健康診査を受診されない方

特定健康診査を受診しない場合、治療中の医療機関から共済組合に情報提供をしていただくことで、特定健康診査を受診したとみなされます。

治療中の医療機関に令和2年12月31日までにお申出ください。

*提供情報は、特定健康診査の健診項目の情報に限ります。

STEP 1

現在治療中の医療機関は情報提供ができる医療機関ですか。

滋賀県外の医療機関や滋賀県立総合病院など、情報提供ができない医療機関があります。

「令和2年度 実施機関一覧表」に記載がある医療機関は情報提供可能です。

いいえ



情報提供できません。
特定健診を受診しましょう!

はい



STEP 2

治療中に行った検査項目は、特定健康診査の健診項目を満たしていますか。

(特定健康診査の健診項目は、通知文書の「2 健診項目」に記載)

いいえ



はい



- ① 特定健康診査受診券
- ② 治療中患者情報提供票
- ③ 治療中患者情報提供請求書

を医療機関に提出してください。

(組合員被扶養者証、任意継続組合員証、任意継続組合員被扶養者証のいずれかを持参してください。)

*医療機関から共済組合へ「治療中患者情報提供票」により情報提供されます。

*受診者には医療機関から「治療中患者情報提供票」の写しが交付されます。